

第 2 3 回  
会津坂下町農業委員会総会  
議事録

令和 7 年 5 月 2 3 日（金） 午後 3 時 0 0 分

会津坂下町役場本庁舎 3 階 大会議室

# 会津坂下町農業委員会

## 第23回 会津坂下町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年5月23日（金）午後3時00分～3時50分
- 2 開催場所 会津坂下町役場 3階 大会議室
- 3 出席委員（9人）・出席推進委員（5名）

1番 鈴木 寿夫	2番 鈴木 清介
3番 渡部 敦	4番 永山 廣隆
5番 渡辺 清栄	6番 木村 行男
7番 渡部 淳	8番 五十嵐 朱美
9番 五十嵐 智子	
坂下地区 小林 雅博	若宮地区 山内 和之
金上地区 齋藤 嘉美	川西地区 齋藤 文範
八幡地区 桑原 博之	
- 4 欠席委員・推進委員（3人）

10番 二瓶 義典	広瀬地区 橋本 善和	高寺地区 藤川 将仁
-----------	------------	------------
- 5 遅刻委員（0人）
- 6 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名について
  - 第2 会期の決定について
  - 第3 報告第21号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第22号 利用権設定内容の変更について
  - 第4 議案第76号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案第77号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第78号 会津坂下町農地利用集積等促進計画（案）について
- 7 農業委員会事務局職員

事務局長 渡部 聡	農地管理係長 荒井 貴史
係員 大場 智鶴	
- 8 会議の概要

議長	<p>本日は、農業委員会総会を招集いたしましたところ、何かとご多用の折りご出席をいただきまして、ありがとうございます。それでは、これより出席農業委員の確認をいたします。只今の出席委員は、10番 二瓶委員より欠席の届出があり9名です。定足数に達しております。また、本日の総会に出席する農地利用最適化推進委員は、広瀬地区 橋本推進委員、高寺地区 藤川推進委員より欠席の届出があり5名です。それでは、第23回農業委員会総会を開会いたします。まず、前回審議した結果について事務局より経過報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>まず、議案第72号の農地法第3条の各案件については、申請者に対し許可書を交付済みです。次に議案第73号の農地法第5条の住宅用地への農地転用については、申請者に対し許可書を交付済みです。次に議案第74号の会津坂下農業振興整備計画の変更(案)については、会津坂下町長に対し異議がない旨の報告をいたしました。次に議案第75号の会津坂下町農用地利用集積等促進計画(案)の各案件については、会津坂下町長に対し異議がない旨報告し、関係書類を公社へ進達しております。以上、報告します。</p>
議長	<p>それでは議事に入ります。本日の議事日程は、前もってお配りしましたとおりであります。</p>
議長	<p><b>日程第1「議事録署名委員の指名」</b>を行います。議事録署名委員として、4番 永山委員、5番 渡辺委員の2名を指名いたします。</p>
議長	<p><b>日程第2「会期の決定について」</b>を議題といたします。お諮りいたします。第23回農業委員会総会は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>

議長	<p>異議なしと認め、会期は本日一日限りと決しました。 次の日程に入る前に、確認をしておくことがあります。 議題の各案件については、個人名等を伏せて調査報告をお願いします。また、質疑採決は、1件ごとに行います。</p>
議長	<p><b>日程第3 報告第21号「農地法第18条第6項の規定による通知について」</b>を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議長	<p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>1号案件2号案件は、公社との契約を所有者、耕作者の双方が合意解約するものであり、本日の議案第76号でご審議いただきますが、所有権移転するためのものです。 3号案件は公社と耕作者間との合意解約であり、今後当該農地は再転貸により別の農業者が担うこととなっております。</p>
議長	<p>事務局報告のとおり受理いたしましたので、ご承知おき願います。</p>
議長	<p><b>報告第22号「利用権設定内容の変更について」</b>を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議長	<p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>本件はJAを介した賃貸借契約であり、個人の農業者が法人化したことに伴う賃借人の変更です。</p>
議長	<p>事務局報告のとおり受理いたしましたので、ご承知おき願います。</p>
議長	<p><b>日程第4 議案第76号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」</b>を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。</p>

	(事務局朗読)
議長	1号案件から7号案件について、事務局に説明を求めます。
事務局	<p>1号案件は、当該申請地が細長い形状をしており、当該申請地単体で耕作することが不可能であることから、隣接地を所有している譲受人へ所有権移転するものです。</p> <p>2号案件は、これまで相対で賃貸借契約をしていましたが、このたび売買による所有権移転をすることとなった案件です。</p> <p>3号案件は、報告第21号の2号案件で報告のあった農地を所有者の要望により所有権移転するものです。</p> <p>4号案件は、営農型太陽光発電の区分地上権の設定であり、契約期間満了に伴う更新の手続きです。区分地上権とは、他人の所有する土地の上空や地下を使用できる権利のことです。</p> <p>5号・6号案件は、親子間での生前贈与による所有権移転です。</p> <p>7号案件は、これまで相対で賃貸借契約をしていましたが、このたび売買による所有権移転をすることとなった案件です。</p>
議長	1号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
3番 渡部委員	1号案件について調査の結果を報告します。譲受人へ5月17日電話にて申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	続いて事務局より調査報告をお願いします。
事務局	譲渡人については事務局で調査しました。申請地、土地代金等を確認したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	<p>質疑に入ります。1号案件についてご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。1号案件

	<p>について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって、1号案件は原案のとおり許可することに決しました。</p>
議長	<p>次の案件は、議事参与の制限を受けますので、ここで議長を鈴木会長職務代理者に交代します。</p>
鈴木会長 職務代理者	<p>それでは、暫時議長を交代いたします。2号案件について、担当委員の調査報告を求めます。</p>
3番 渡部委員	<p>2号案件について調査の結果を報告します。譲受人へ5月17日電話にて申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>
鈴木会長 職務代理者	<p>続いて事務局より調査報告をお願いします。</p>
事務局	<p>譲渡人については事務局で調査しました。申請地、土地代金等を確認したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>
鈴木会長 職務代理者	<p>ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため1番 鈴木委員の退場を命じます。</p> <p>(鈴木委員退場)</p>
鈴木会長 職務代理者	<p>質疑に入ります。2号案件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
鈴木会長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。</p>

職務代理者	<p>2号案件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
鈴木会長 職務代理者	<p>挙手全員であります。よって、2号案件は原案のとおり許可することに決しました。</p>
鈴木会長 職務代理者	<p>1番 鈴木委員の入場を認めます。</p> <p>(鈴木委員入場)</p>
鈴木会長 職務代理者	<p>議長を交代いたします。</p>
議長	<p>次に3号案件について、事務局に調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>本日欠席の藤川推進委員より調査報告を受けておりますので、代わって報告いたします。譲渡人には5月10日に訪問にて、譲受人には5月12日に訪問にて申請地、土地代金等について調査をしました。結果、議案書に記載のとおり間違いありませんでしたとのことです。</p>
議長	<p>質疑に入ります。3号案件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。</p> <p>3号案件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって、3号案件は原案のとおり許可することに決しました。</p>

議長	次に4号案件について、事務局より調査報告を求めます。
事務局	申請者に議案書の内容を調査し、相違ないことを確認しております。
議長	質疑に入ります。4号案件についてご質問ご意見はございませんか。
	<b>【ありません】</b>
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 4号案件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
	《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、4号案件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	次に5号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
若宮地区 山内推進委員	5号案件について調査の結果を報告します。譲渡人・譲受人共に5月18日に訪問にて申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。5号案件についてご質問ご意見はございませんか。
	<b>【ありません】</b>
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 5号案件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
	《挙手全員》

議長	挙手全員であります。よって、5号案件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	次に6号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
3番 渡部委員	6号案件について調査の結果を報告します。譲渡人・譲受人共に5月17日に電話にて申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。6号案件についてご質問ご意見はございませんか。  【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 6号案件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。  《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって、6号案件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	次に7号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
5番 渡辺委員	7号案件について調査の結果を報告します。譲渡人・譲受人共に5月21日に電話にて申請地、面積、対価について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。7号案件についてご質問ご意見はございませんか。  【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 7号案件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手

	<p>を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって、7号案件は原案のとおり許可することに決しました。</p>
議長	<p><b>議案第77号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」</b>を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議長	<p>1号案件から3号案件について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>申請人、申請地、転用の目的、施設の面積、土地代金、工事期間及び申請の事由は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>1号案件は、譲受人の住宅敷地が狭く、来客用の駐車場や雪捨て場を確保することが難しい状況であるため、隣接している申請地を駐車場及び雪捨て場用地として転用するものです。</p> <p>申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地に該当すると考えられます。</p> <p>一般基準は、資力については全額自己資金で賄い、申請地を転用することに対し、妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水は敷地内自然浸透となっており、周辺農地に支障を及ぼすおそれはなく、転用の必要性、確実性が認められることから、許可基準に適合していると考えられます。</p> <p>2号案件は、譲受人の住宅敷地が狭く、来客用の駐車場について確保することが難しい状況であるため、譲受人の自宅から近い申請地を駐車場及び雪捨て場用地として転用するものです。</p> <p>申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い第2種農地に該当すると考えられます。</p> <p>一般基準は、資力については全額自己資金で賄い、申請地を転用することに対し、妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水は敷地内自然浸透となっており、周辺農地に支障を及ぼすおそれはなく、転用の必要性、確実性が認められることから、許可基準に適合していると考えられます。</p>

	<p>3号案件は、平成27年7月13日にブルーベリーを植栽する営農計画を立て、営農型発電として転用を許可されたものであり、許可期間が満了することに伴う更新の手続きです。</p> <p>営農型発電とは、太陽光パネルの下で営農することをいい、転用箇所は、太陽光パネルの支柱やそれに付随する電柱の面積であり、当該農地ではブルーベリーの収量を確保することが困難であるという理由から令和7年より隣地の太陽光パネル下部で収量が確保できているドクダミを栽培する予定となっております。</p>
議長	1号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
八幡地区 桑原推進委員	1号案件について調査の結果を報告します。5月12日に事務局と共に現地を確認し、転用することに問題ないことを確認しました。
議長	<p>質疑に入ります。1号案件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p><b>【ありません】</b></p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。</p> <p>1号案件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	挙手全員であります。よって、1号案件は原案のとおり許可することに決しました。
議長	次に2号案件について、担当委員の調査報告を求めます。
7番 渡部委員	2号案件について調査の結果を報告します。5月14日に事務局と共に現地を確認し、転用することに問題ないことを確認しました。

議長	<p>質疑に入ります。2号案件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p><b>【ありません】</b></p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。2号案件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって、2号案件は原案のとおり許可することに決しました。</p>
議長	<p>次に3号案件について、事務局より報告を求めます。</p>
事務局	<p>5月14日に現地を確認してきました。先ほど説明させていただいた通り、当該農地での営農作物がブルーベリーからドクダミに変更されたことに伴い、ブルーベリーは既に撤去されており、これからドクダミが植栽される場所でした。これまで同様、周辺農地への影響はなく、地域計画の集落座談会の中でも集落の合意も得ており問題ないものと思われま</p>
議長	<p>質疑に入ります。3号案件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p><b>【ありません】</b></p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。3号案件について賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>よって、3号案件は許可適当と認め、県に進達することに決しました。</p>

議長	<p>議案第 78 号「会津坂下町農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。議案を事務局に朗読させます。</p> <p>（事務局朗読）</p>
議長	<p>1 号案件から 25 号案件について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>1 号は公社が広瀬地区、金上地区の田 14,355 m<sup>2</sup>を借入れ、2 号の金上地区の認定農業者へ集積します。</p> <p>3 号は公社が川西地区の田 1,829 m<sup>2</sup>を借入れ、4 号の川西地区の認定農業者へ集積します。</p> <p>5 号は公社が金上地区の畑 168 m<sup>2</sup>を借入れ、6 号は公社が金上地区の田 899 m<sup>2</sup>、畑 256 m<sup>2</sup>を借入れ、7 号は公社が金上地区の畑 330 m<sup>2</sup>を借入れ、8 号は公社が金上地区の畑 148 m<sup>2</sup>を借入れ、9 号は公社が金上地区の畑 122 m<sup>2</sup>を借入れ、10 号は公社が金上地区の畑 165 m<sup>2</sup>を借入れ、11 号は公社が金上地区の田 6,098 m<sup>2</sup>を借入れ、12 号は公社が金上地区の田 7,577 m<sup>2</sup>を借入れ、13 号は公社が金上地区の田 6,929 m<sup>2</sup>、畑 864 m<sup>2</sup>を借入れ、14 号は公社が金上地区の田 17,947 m<sup>2</sup>を借入れ、5 号から 14 号までを 15 号の金上地区の認定農業者である法人へ集積します。なお、当該法人は令和 7 年 3 月に設立されました。</p> <p>次に 16 号は公社が若宮地区の畑 1,568 m<sup>2</sup>を借入れ坂下地区の農業者へ集積します。</p> <p>次に 18 号は公社が高寺地区の田 6,308 m<sup>2</sup>、畑 986 m<sup>2</sup>を借入れ 19 号の高寺地区の認定農業者である法人へ集積します。</p> <p>次に 20 号は公社が高寺地区の畑 6,807 m<sup>2</sup>を借入れ、21 号の高寺地区の農業者へ集積します。なお、当該契約期間は 5 年間です。</p> <p>次に 22 号は公社が広瀬地区の田 53,527 m<sup>2</sup>を借入れ、23 号は公社が広瀬地区の田 29,180 m<sup>2</sup>を借入れ、24 号は公社が広瀬地区の田 31,464 m<sup>2</sup>を借入れ、22 号から 24 号までを 25 号の認定農業者である法人へ集積します。なお、当該契約は契約期間が満了し、これまでとは別の担い手である 25 号の法人が受けることとなります。</p>
議長	<p>1 号案件 2 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。</p>

<p>金上地区 齋藤推進委員</p>	<p>1号案件2号案件について調査の結果を報告します。貸手・借手共に5月17日に電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑に入ります。1号案件2号案件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p><b>【ありません】</b></p>
<p>議長</p>	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。1号案件2号案件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
<p>議長</p>	<p>挙手全員であります。よって、1号案件2号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に3号案件4号案件について担当委員の調査報告を求めます。</p>
<p>4番 永山委員</p>	<p>3号案件4号案件について調査の結果を報告します。貸手・借手共に5月16日に電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑に入ります。3号案件4号案件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p><b>【ありません】</b></p>
<p>議長</p>	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。3号案件4号案件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>

議長	<p>挙手全員であります。よって、3号案件4号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>次は関連がありますので5号案件から15号案件について一括して担当委員より調査報告を求めます。</p>
金上地区 齋藤推進委員	<p>5号案件から15号案件について調査の結果を報告します。10号案件については事務局より報告します。5号案件から14号案件について5月17日、5月18日に電話または面談にて、15号案件について5月18日に電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>
議長	<p>続いて事務局に調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>10号案件については事務局で調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>
議長	<p>質疑に入ります。5号案件から15号案件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 5号案件から15号案件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって、5号案件から15号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>次に16号案件17号案件について担当委員の調査報告を求めます。</p>

3番 渡部委員	16号案件 17号案件について調査の結果を報告します。貸手へ5月17日に訪問にて、借手へ同日電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	<p>質疑に入ります。16号案件 17号案件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p><b>【ありません】</b></p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。</p> <p>16号案件 17号案件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって、16号案件 17号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>次に18号案件 19号案件について担当委員の調査報告を求めます。</p>
5番 渡辺委員	18号案件 19号案件について調査の結果を報告します。貸手・借手共に5月21日に電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	<p>質疑に入ります。18号案件 19号案件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p><b>【ありません】</b></p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。</p> <p>18号案件 19号案件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p>

議長	<p>《挙手全員》</p> <p>挙手全員であります。よって18号案件19号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>次に20号案件21号案件について、担当委員の調査報告を求めます。</p>
5番 渡辺委員	<p>20号案件21号案件について調査の結果を報告します。貸手・借手共に5月21日に電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>
議長	<p>質疑に入ります。20号案件21号案件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。</p> <p>20号案件21号案件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>《挙手全員》</p> <p>挙手全員であります。よって、20号案件21号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>次は関連がありますので、22号案件から25号案件について一括して事務局より調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>本日欠席の二瓶委員より調査報告を受けておりますので、事務局より報告します。</p> <p>所有者、耕作者ともに電話にて議案書の内容を確認しました。結果、議案書に記載のとおり間違いありませんでしたとのこと</p>

議長	<p>です。</p> <p>質疑に入ります。22号案件から25号案件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。</p> <p>22号案件から25号案件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって22号案件から25号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>次に再転貸について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>本件は、先月の農業委員会総会の報告で、公社と借受者間との契約を合意解約した農地で、新たな借受者に再転貸するものであり、県知事が作成する農用地利用集積等促進計画の案として、会津坂下町長から提案され、農業委員会に意見を求められた案件です。</p> <p>求められている意見の内容は、農地の全てを効率的に利用し耕作を行い、必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかです。</p> <p>本件の借受者は認定新規就農者であり、先月の促進計画の利用権設定でも周辺農地を借り受ける契約をしており、農地の全てを一体として効率的に利用することができることから、問題ないものと考えます。</p> <p>なお、これらの案件は、契約期間や賃借料は前契約をそのまま引き継ぐこととなります。</p>
議長	<p>質疑に入ります。再転貸1号案件についてご質問ご意見はございませんか。</p>

	<p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>次に所有権移転について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>所有権移転の1号案件から8号案件は、農地中間管理機構特例事業での売買です。</p> <p>1号は公社が八幡地区の田1,942㎡を10a当たり600,000円で買い入れ、2号の八幡地区の認定農業者である法人へ売り渡します。</p> <p>次に3号は、公社が高寺地区の田3,278㎡を10a当たり500,000円で買い入れ、4号は公社が高寺地区の田1,517㎡を10a当たり500,000円で買い入れ、畑343㎡を10a当たり150,000円で買い入れ、5号は公社が高寺地区の田991㎡を10a当たり500,000円で買い入れ、3号から5号までを6号の高寺地区の認定農業者へ売り渡します。7号は公社が広瀬地区の田1,486㎡を10a当たり675,000円で買い入れ、8号の広瀬地区の認定農業者である法人へ売り渡します。</p>
議長	<p>1号案件2号案件について担当委員の調査報告を求めます。</p>
八幡地区 桑原推進委員	<p>1号案件2号案件について調査の結果を報告します。1号案件については事務局より報告します。2号案件について5月14日面談にて移転農地面積、対価総額等について、議案書に相違ないことを確認しました。</p>
議長	<p>続いて事務局に調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>1号案件については事務局で調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>

議長	<p>ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため 9 番五十嵐委員の退場を命じます。</p> <p>(五十嵐委員 退場)</p>
議長	<p>質疑に入ります。1 号案件 2 号案件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p><b>【ありません】</b></p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。</p> <p>1 号案件 2 号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって、1 号案件 2 号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>9 番 五十嵐委員の入場を認めます。</p> <p>(五十嵐委員 入場)</p>
議長	<p>次に 3 号案件から 6 号案件について、関連がありますので一括して担当委員より調査報告を求めます。</p>
5 番 渡辺委員	<p>3 号案件から 6 号案件について調査の結果を報告します。3 号案件 4 号案件については 5 月 21 日電話にて、5 号案件 6 号案件については 5 月 14 日面談にて移転農地面積、対価総額等について、議案書に相違ないことを確認しました。</p>
議長	<p>質疑に入ります。3 号案件から 6 号案件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p><b>【ありません】</b></p>

議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 3号案件から6号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって、3号案件から6号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>次に7号案件8号案件について担当委員の調査報告を求めます。</p>
8番 五十嵐委員	<p>7号案件8号案件について調査の結果を報告します。7号案件について5月19日電話にて、8号案件については5月14日電話にて移転農地面積、対価総額等について、議案書に相違ないことを確認しました。</p>
議長	<p>質疑に入ります。7号案件8号案件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 7号案件8号案件について、原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって、7号案件8号案件は原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>以上をもって、本日の総会に付議されました案件は、すべて審議を終了しました。これをもちまして、第23回農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。</p>

この議事録は真正なることを証するため、ここに署名する。

令和7年5月23日

福島県河沼郡会津坂下町農業委員会会長

署名委員

署名委員